平成２２年（フ）第６０９号
愛知県安城市錦町２番16号　祐和荘103
債務者　勝又　文乃
1　決定年月日時　平成22年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第１８９号
兵庫県姫路市御立中５丁目６番３号　サンシティ宮前105、従前の住所兵庫県宍粟市山崎町千本屋202番地１
債務者　坂本　由香
1　決定年月日時　平成22年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第３７６号
兵庫県加古川市平岡町土山417番地の10、従前の住所兵庫県加古郡播磨町古田１丁目２番33号　プランドールハリマA103号
債務者　藤好　弘之
1　決定年月日時　平成22年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第４０８号
兵庫県加古川市加古川町溝之口197番地の１　メルヴェーユ・大村106号
債務者　小浦　　均
1　決定年月日時　平成22年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第６０８号
兵庫県加古川市志方町原902番地の１
債務者　玉垣　晴代
1　決定年月日時　平成22年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第６１８号
兵庫県神崎郡市川町澤708番地の１
債務者　楠田　正數
1　決定年月日時　平成22年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第８４２号
広島市西区井口２丁目１番４号
債務者　横山　文雄
1　決定年月日時　平成22年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１０２１号
広島市安佐南区西原２丁目24番２―206号
債務者　三浦　堅一
1　決定年月日時　平成22年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１０９１号
広島市西区草津東１丁目８番12―114号
債務者　増元　久樹
1　決定年月日時　平成22年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１１００号
広島県廿日市市串戸１丁目６番６―803号
債務者　前岡勢津子
1　決定年月日時　平成22年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１１１１号
広島市安佐北区落合南４丁目19番29号
債務者　原田　芳枝
1　決定年月日時　平成22年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１１２８号
広島県安芸郡熊野町萩原10丁目26番14号
債務者　福原　瑞惠
1　決定年月日時　平成22年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１１４４号
広島県廿日市市丸石２丁目４番15号
債務者　高原　静海
1　決定年月日時　平成22年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１１４６号
広島市南区東雲本町３丁目４番18号
債務者　川手　圭子
1　決定年月日時　平成22年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１１４７号
広島市安佐南区相田１丁目８番２号
債務者　太路　勝利
1　決定年月日時　平成22年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１１５４号
広島市東区福田６丁目2472番地の７
債務者　牛谷　和正
1　決定年月日時　平成22年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１１５６号
広島市佐伯区屋代２丁目１番７号　アミーゴ104
債務者　吉森　照美
1　決定年月日時　平成22年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
広島地方裁判所民事第４部